日時	令和2年12月2日(水) 15:20~15:50 第11回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議題	1 横浜IR実施方針の策定・公表について【都市整備局】
	1 横浜 I R実施方針の策定・公表について
	【論点】 ・実施方針(案)について 基本方針に則してIR区域の整備の実施に関する方針を策定・公表します ・想定スケジュール等について
	【 説明要旨】 ●実施方針(案)の内容について
	○実施方針策定の意義について
	I R区域の整備の実施に関する方針を定めるものであり、I R区域の整備の推進に関して、地域の合意形成を図っていく上での基礎となる構想であること。また、都道府県等は、民間事業者の公募に当たって、民間事業者において I R事業への参入のための検討が容易になるよう、都道府県等として民間事業者に求めるものを明らかにすることが必要であること。
議	○事業期間について
事	観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわた
要	って、安定的で継続的なIRの運営が確保されることが極めて重要な前提条
山	件であり、事業期間は 35 年、事業期間の延長は原則 30 年、1 回であること。
	〇事業の意義について

安全・安心と経済再生を両立する新しい事業モデルの創出に取り組み、"安全・安心対策の横浜モデル"を構築し、長期間にわたって安定的で継続的な「横浜IR」の実現、ひいては「魅力ある都市横浜のさらなる飛躍」と「将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし」を確実なものとすること。

○区域の位置及び規模に関する事項について

面積約 43ha。借地借家法第 23 条に基づく事業用定期借地権の設定による土地使用権原の付与等を想定し、土地所有者等と協議等の準備を進めていくこと。

OMICE施設の要件について

パシフィコ横浜とのコラボレーションにより、アジアを代表するMICE都 市横浜を実現するため、施設規模については、国際会議場施設における最大 の会議室収容人数を 3,000 人、展示等施設の床面積を 6 万平方メートル以上 を要件とする。また、MICEのレガシー効果を引き出し、地域全体の生産 性の向上、横浜経済の活性化に貢献すること。

- ○魅力増進施設の要件について
- ○送客施設の要件について
- 〇宿泊施設の要件について

国際競争力を有する5つ星ホテル等最高級ブランドを含む複数の宿泊施設であり、合計3,000室以上の室数とすること。

- ○観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の要件について 幅広い客層が楽しめる世界最高水準の集客施設等を整備すること。
- 〇カジノ施設の要件について

20 歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離され、I R区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた適切な配置計画、デザイン等となっていること。施設の入口に設置した入退場ゲート、監視カメラ等と最新技術が連携したシステムを活用した実効性のある入退場時の本人確認の徹底により、厳格な入退場管理、入場規制を行うこと。

- 〇設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項について
 - ・IR区域内の建築物のデザインは、区域全体のコンセプトを具現化しており、横浜の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を 有するとともに、周囲の景観や環境と調和した景観デザインであること。
 - ・あらゆる分野で I o T 、 I C T 、ビッグデータ、 A I 等を駆使した最先端 のテクノロジー(技術)を積極的に導入し、世界でも類を見ないスマート シティを実現すること。
 - ・SDGs達成への貢献を目指すSDGs未来都市・横浜の推進に積極的に 貢献すること。
 - ・横浜IRは、あらゆる来訪者が安心して滞在できる、防災性の高いエリアであること。
 - ・横浜の街と魅力を活かした観光・経済の振興、市内中小企業からの食品・物品・サービス等調達の取組等を通じて、"魅力ある都市横浜のさらなる飛躍"と"将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし"を確かなものとすること。 多様な形で主体的に地域への貢献を果たし、社会課題に対する支援・協力に積極的に努めること。
 - ・来訪者等の利便性確保及び円滑かつ安全な交通処理の実現

〇設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を

適切に行うための措置について

設置運営事業者は、市、県、公安委員会・県警、国、関係機関等と連携し、 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を、基準・要件等を充足 の上、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かして適切に実施すること。

〇設置運営事業者に求める費用について

設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を自ら負担する。ただし、インフラに係る整備費用・管理費用等については、原則、IR区域内を設置運営事業者が、IR区域外を市等が負担すること。

○設置運営事業予定者の募集及び選定に係る基本的な考え方について

- ・本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、設 置運営事業予定者を、透明性及び公平性の確保に配慮した上で選定する。 選定は、公募型プロポーザル方式で行うこと。
- ・設置運営事業予定者の選定に当たり、公平かつ公正な審査を行うため、外 部有識者からなる横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を 設置すること。

○事業実施上の義務について

法令等及び基本方針に則り、設置運営事業を実施する義務を有すること。

○資産の保有義務等について

市の事前の承諾なく、事業体制の変更(解散、合併等)や主要な資産の譲渡・ 担保権の設定等を行ってはならないこと。

- ○設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続について
- ○本事業におけるリスク及びその分担の在り方について

特段の定めのない限り、原則として設置運営事業者が負うものとし、不可抗力と法令等変更の場合には、例外的に設置運営事業者の実施協定上の義務の履行を免責することがあること。

〇本事業の継続が困難となった場合の措置について

- ・本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は設置運営事業者 は、実施協定の定めるところに従い、実施協定を解除することができるこ と。
- ・事業者の事由による解除として、協定上の義務に違反するなど、一定の事由が生じたときは、市は、協定を解除することができること、事業者は、市に違約金を支払うこと。
- ・市の事由による解除として、事業者は、市の責めに帰すべき事由により、

- 一定期間、市が協定上の重大な義務を履行せず、本事業の実施に著しい支障を及ぼすなど、一定の事由が生じたときは、これを解除することができること、市は解除に起因して事業者が現実に被った通常生ずべき損害は逸失利益を除き、これを事業者に対して賠償すること。
- ・不可抗力による解除として、不可抗力を原因として、本事業の実施が困難となった場合等で、一定の要件を満たした場合、市や事業者は実施協定を解除することができること、解除に起因して生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わないこと。
- ・特定法令変更等による解除として、本事業にのみ適用される等、特別に影響等を及ぼす法令等の制定、変更が行われ、実施が困難となった場合など、一定の要件を満たした場合、市と事業者は実施協定を解除することができること、解除に起因して生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わないこと、解除が特定条例変更等に起因する場合は、市と事業者で損害の負担を協議すること。
- ・認定更新不申請等による解除として、市が、計画の認定更新申請を行わず、 又は、認定取消申請を行い、計画が失効した場合、市又は事業者は、実施 協定を解除することができること、計画の認定更新申請等にあたっての基 本的な考え方は、長期の事業期間を前提とすることが必須であることを鑑 み、設置運営事業が継続されること。
- ・市は、計画の認定更新申請又は認定取消申請を行うか否かを判断するに際 しては、事前に評価委員会に事由の存否等について諮問を行うことを予定 していること、市はそれらの事由がないにも関わらず、計画の認定更新申 請を行わない場合、又は、計画の認定取消申請を行う場合、5年前に事業 者に対し通知すること。
- ・この場合の解除の効果として、事業者が本事業からカジノ事業を除外した 事業の継続、固定資産の活用を前提に、資産の取扱いについて事業者と協 議すること、解除に起因して、事業者が現実に被った、通常生ずべき損害 について補償すること。

○事業期間終了時の取扱いについて

- ・事業終了時の考え方として、市は、事業承継、再公募等による事業の継続を検討するものとし、事業者は、事業承継、再公募等による事業の継続や その他の事業の実施に向けて円滑な引継ぎに協力すること。
- 事業期間が終了する場合、有効活用に向け、市及び設置運営事業者において誠実に協議するものとすること。
- ・市と設置運営事業者との協議等にもかかわらず、設置運営事業者が所有する固定資産の有効活用を行うことが困難な場合は、設置運営事業者は市が 残置を認めたものを除く既存施設を解体・撤去し、事業用地を原状回復の うえ市に返還すること。

○金融機関又は融資団と市との協議について

設置運営事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機 関又は融資団と直接協定を締結することがあること。

- ○ⅠR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等について
 - ・山下ふ頭への来訪者増加等に対応するため、市等は自動車交通対策に関する整備、歩行者交通対策に関する整備、臨港幹線道路の早期整備に向け関係機関と協議を実施していること。
 - ・市は、IR区域における上水の供給及び下水の受入について、必要な措置を講じること。
 - ・I R区域内及び周辺地域の安全・安心の確保のために、市等は消防施設及び警察施設を整備すること。

○地域における合意形成について

IR区域の整備の推進に当たっては、IR区域を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることにより、地域における十分な合意形成がなされなければならないこと。地域において良好な関係の構築は、長期間にわたって安定的で継続的な本事業の実施に不可欠な前提条件であること。

- 〇カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該 特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争 力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項に ついて
 - ・設置運営事業者が、この目標の確実な実現に向けて市とともに観光MIC E推進体制の中心的役割を果たし、関係団体や民間事業者等と密接に連携 して取り組むことを求めること。
 - ・カジノ事業がIR区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、本事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、再投資や地域貢献を行うことにより、IR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められることを踏まえたものである。
- 〇カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要 な施策及び措置に関する事項について
 - ・市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われるIR整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進すること。
 - ・あらゆる関係者が強固に連携・協力し、IR関係法令その他関連法令等に 基づき確実に各々の役割を果たす必要があること。
 - ・ギャンブル等依存症対策については、IR整備法、ギャンブル等依存症対 策基本法などを踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依 存症対策に取り組むこと。

- ・犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持については、I R区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地 状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、 各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時か らの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴 力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取 り組むこと。
- 〇市は、本事業において公正性及び透明性の確保を徹底するため、本事業に関係する職員が遵守する「IR(統合型リゾート)に関する事業者対応の取扱い」を定め、廉潔性を確保していること。設置運営事業予定者の公募及び選定に際しては、さらに接触規定を設け、本事業の廉潔性を確保すること。
- ○想定スケジュール等について

【主な意見等】

- ・依存症対策での横浜市立大学との連携状況はどうなっているか。
 - →健康福祉局の依存症対策において、市大に協力いただいている。今後、更なる連携に向けて調整を進めていきたい。
- ・市大では、今後、中期計画を策定してもらうので、その中に反映できるよう 都市整備局と政策局で調整しながら進めていきたい。
- ・海に面しているが、津波・高潮・地震への対策はどうなっているのか。
 - →岸壁、護岸の改修、液状化対策などを行い、自然災害にも強い I Rを目指す。また、新型コロナウイルス感染症への対応策についてもしっかり求めていく。
- ・観光に関しては、箱根や鎌倉等の県内観光地や富士山等の周辺観光資源との 連携が必要。
 - →送客施設では、周辺地域はもとより、市郊外部、県内、全国への周遊・回遊を求めている。市としてもDMOの構築なども視野にいれ、各地との連携を進めていく。
- ・周辺地域にお住いの方は、防犯に対する懸念が大きいと思うが、IR区域周辺に防犯カメラ等の設置を事業者に対して求めることができるか。
 - →周辺地域への対応は、自治体の役割となると考えられ、市としてしっかり とした対応が必要と考えている。
- ・SDGs未来都市・横浜の推進にしっかり貢献していく必要がある。
- ・市内中小企業の振興についてどのような対応になっているか。
 - →横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への発注に努めることを事業者に求めていく。その他、周辺地域への周遊・回遊の促進、 賑わいの創出などに努めることを求めていく。
- ・多くの人が集まる場所になるので、診療所(クリニック)が必要。
- →検討する。

- ・財政の改善は I Rの大きな目標の一つ。コロナ禍において、財政は極めて厳 しい状況。有効活用できるようしっかり使途を検討してく必要がある。
- →区域整備計画の作成において、政策局、財政局とも協力して検討していく。
- ・MICEは、国の基準にある 12 万㎡ (展示等施設) は提案されないのではないか。これまで、パシフィコ横浜との関係からも展示等施設については、大規模なものを求めてきているが、こうした状況のなかで、大きいMICE施設の設置を事業者に求めるのは、厳しいと思うがどうか。
 - →こうした状況でも国の基準に変わりはない。国の基準も、市が求めている 要件にも幅がある。その中で対応していただくことになる。
- IRへのアクセス強化などは誰が負担するのか。
 - →インフラ整備は、区域内は原則事業者、区域外は市という役割分担だが、 区域外においても市が想定している整備内容を上回るようなものを事業者 が求める場合は、上回る部分について事業者に求める。
- ・リスク分担・本事業の継続が困難になった場合の対応について、市の都合で 一方的に事業を中止する場合、大きな投資でもあり、事業者側にも影響が大 きい。
- →地域に一定の経済的社会的効果が出ており、事業者に帰責が無い状況で、 市の都合でIR事業を中止する場合、事業者だけでなく、市内中小企業や 雇用者へも大きなダメージを与えることになる。また、活用可能な施設を 壊すことはコストもかかりもったいない。こうしたことを踏まえ、事業を 中止する5年前に通知すること、施設の再活用を前提として対応するとし た上で、事業者側の損失を合理的な範囲で補償することとしている。
- ・大規模な投資なのだから、一方的にやめるというのは、事業者にとって大変 厳しいだろう。
- ・こうしたことが無いよう、素晴らしい I Rを整備していただく必要がある。 実施方針では、市内へ効果が還元されるよう、様々な点で高い水準を求める ものになっている。また、 I Rの経済的社会的効果を市民に対してしっかり と説明してくことが重要。
- ・市民の皆さんは、治安や依存症に対してご不安に思っていらっしゃる方が多い、県、県警、市大等と連携して取り組み、市民の皆さんのご不安を払しょくする必要がある。また、IRを進めるからには、市民生活の向上、地域経済の振興に確実につなげていかなければならない。実施方針に沿って世界最高のIRを実現してほしい。

【結論】

局案の方向性について了承。